

岐阜県公報

第二千六百十四号
平成二十一年七月十四日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 四七五
(同) 四七六

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定
公共測量の実施
屋外広告物講習会の開催
土地改良区役員の就任

(環境生活政策課) 四七六
(商業流通課) 四七七
(農地計画課) 四七九
(用地課) 四七九
(都市政策課) 四八〇
(可茂農林事務所) 四八一

告示

岐阜県告示第四百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市大和町大間見字元夕用五五一の三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字西内戸四〇七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市大和町古道字足代山二二七三の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山菜の里いび

三代 表 者 の 氏 名 小寺 春樹

四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合三〇七五番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、少子高齢化や山村の過疎化という現代的課題を抱える揖斐川町で、耕作者不在の農地が各所で放棄され、里山の景観と機能を急激に失いつつあることに

対し、地域と近隣市町の住民が交流し、協働して、貴重な里山の景観の維持と耕作放棄地の農地化を推し進めると共に、再生農地を借り上げて地域野菜や山菜を栽培、収穫を行うなど都市交流活動を活発にして潤いとゆとりのある地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人秋桜の詩
- 三 代表者の氏名 秋松 あゆ子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町上飯田一八八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、独居の高齢者及び介護保険の要介護者や日常生活に支障をきたす障害者に対して介護や就業支援、また、住宅の供給に関する事業を行い、働く介護者の支援や障害者の自立に向けて援助支援し地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月二十五日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ＩＴアシスト桔梗
- 三 代表者の氏名 坂川 富康
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市滝呂町一丁目五五番地の九
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、ＩＴ（情報処理技術）の普及、啓蒙に関する事業を行い、情報コミュニティとしての行政活動の発展及び将来、物づくりに関わる技術分野の人材育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十一年七月二日
 - 二 届出者の氏名又は名称 ユニール株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地 ビアゴ鴨店
 - 四 変更した事項 岐阜市鶉七丁目七四番地一 外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ユーストア 外
(変更後) ユニ一株式会社 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年七月二日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社キャブション

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ穂積店

瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 丸鮮株式会社 外

(変更後) ユニ一株式会社 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年七月二日

二 届出者の氏名又は名称

安田殖産株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ浅草店

大垣市浅草四丁目六五番地二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社北勝 外

(変更後) ユニ一株式会社 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年七月二日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社富士屋

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ川辺店

加茂郡川辺町西栃井字東小島三七一番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社インテイド 外

(変更後) ユニール株式会社 外

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、下呂市営土地改良事業池端地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年七月十四日から

同 年八月十二日まで

二 縦覧場所

下呂市萩原庁舎前掲示場

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）

三 作業期間

平成二十一年六月二十六日から
同 年九月十日まで

四 作業地域

各務原市那加楠町、鷺沼三ツ池町及び鷺沼朝日町地内

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

<p>講 習 課 程 手 数 料</p>	<p>二 講習会の内容等</p> <p>1 講習課程及び手数料</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="347 136 560 353"> <p>開催日時</p> <p>平成二十一年 九月十六日 (水) 午前九 時三十分から 午後五時まで</p> </td> <td data-bbox="347 353 560 645"> <p>開 催 場 所</p> <p>岐阜市数田南五丁目一四 番五三号岐阜県民ふれ あい会館三階三〇一号中 会議室</p> </td> <td data-bbox="347 645 560 1070"> <p>受 講 対 象 者</p> <p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲 出する物件の設置に関する業務に従事 する者又は従事しようとする者</p> </td> </tr> </table>	<p>開催日時</p> <p>平成二十一年 九月十六日 (水) 午前九 時三十分から 午後五時まで</p>	<p>開 催 場 所</p> <p>岐阜市数田南五丁目一四 番五三号岐阜県民ふれ あい会館三階三〇一号中 会議室</p>	<p>受 講 対 象 者</p> <p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲 出する物件の設置に関する業務に従事 する者又は従事しようとする者</p>	<p>国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(平成二十年度 木曾川上流河川管理測量)</p> <p>三 作業期間 平成二十一年四月十三日から 同 年十二月二十五日まで</p> <p>四 作業地域 大垣市、瑞穂市、海津市及び養老郡養老町(揖斐川右岸提河川距離標二四・八キロ ポストから四四・〇キロポスト地域、同左岸提河川距離標二六・八キロポストから四四・ 〇キロポスト地域) 地内</p> <p>屋外広告物講習会の開催</p> <p>岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)第三十七条第一項の規 定により屋外広告物講習会を開催するので、岐阜県屋外広告物条例施行規則(昭和三十 九年岐阜県規則第四百十七号)第二十一条の規定により次のとおり公示します。 平成二十一年七月十四日 岐阜県知事 古 田 肇</p>
	<p>開催日時</p> <p>平成二十一年 九月十六日 (水) 午前九 時三十分から 午後五時まで</p>	<p>開 催 場 所</p> <p>岐阜市数田南五丁目一四 番五三号岐阜県民ふれ あい会館三階三〇一号中 会議室</p>	<p>受 講 対 象 者</p> <p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲 出する物件の設置に関する業務に従事 する者又は従事しようとする者</p>			
<p>1 講習課程及び手数料</p>	<p>屋外広告物関係法令に関する課程 一、〇五〇円</p> <p>屋外広告物の表示の方法に関する課程 七五〇円</p> <p>屋外広告物の施工に関する課程 一、二〇〇円</p> <p>2 手数料納付の方法 受講者は、1の表に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を講習会受講申込書 にはり付け納付してください(消印しないこと)。 なお、納付した手数料は、申込みを取り消した場合又は講習会を受講しなかった 場合においても返還しません。</p> <p>3 講習課程の一部免除 建築士等の資格を有する者は、屋外広告物の施工に関する課程が免除されますの で、岐阜県都市建築部都市政策課又は岐阜県広告美術業協同組合へ問い合わせてく ださい。</p> <p>三 受講申込み 1 受講を希望する方は、岐阜県都市建築部都市政策課又は岐阜県広告美術業協同組 合へ申し込んでください。</p> <p>2 講習会受講申込書は、岐阜県都市建築部都市政策課又は岐阜県広告美術業協同組 合で配布するほか、岐阜県都市建築部都市政策課ホームページ (http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11654/keikan/okugai/koushukai.htm) から入手することができます。</p> <p>四 定員 一〇〇名程度(先着順。定員になり次第締切)</p> <p>五 受付期間 平成二十一年八月三日(月)から八月三十一日(月)まで。ただし、郵送による場 合は、八月三十一日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。</p> <p>六 その他 講習についての不明な点は、岐阜県都市建築部都市政策課(岐阜市数田南二丁目一 番一号 電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五四)又は岐阜県広告美術業協同 組合(岐阜市木ノ下町五丁目二番一号 電話〇五八 二四五 四四七二)へ問い合 わせてください。</p> <p>土地改良区役員の就任</p>					

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
帷子土地改良区	平成 三・三・三〇	理事	齋藤初美	可児市菅刈 一・二・二番地
同			宮嶋秀樹	可児郡御嵩町上恵土 五四八番地七

平成二十一年七月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社